

上市町創業支援事業費補助金
申請要領

上市町産業課商工観光班

1 目的

町内の創業を促進することにより産業の活性化を図るため。

【創業とは】

次のいずれかに該当する場合をいう。

- ・事業を営んでいない個人が所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 229 条に規定する開業の届出により、町内で新たに事業を開始する場合
- ・事業を営んでいない個人が新たに法人を設立し、町内で新たに事業を開始する場合

2 補助対象者

	✓	要件
共通		中小企業基本法（昭和 38 年法第 154 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者として申請年度内に創業を予定している者、または創業日から 2 年を経過していない者
		補助金の申請年度又は申請年度前 2 年度以内に特定創業支援等事業による支援を受けた証明書の発行を受けた者（町長が当該事業と同等の知識を有すると認める場合を含む。）
		上市町商工会の会員である者
		次のいずれにも該当しない者
		・町税を滞納している者（法人にあっては、当該法人の代表権を有する者が町税を滞納している場合を含む。）
		・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号の暴力団又は同条第 6 号の暴力団員
個人		・この要綱による補助金の交付を現に受け、又はこれまでに受けたことがある者
		・上市町空き店舗活用等地域活性化事業費補助金交付要綱（平成 26 年上市町告示第 6 号）、上市町地域おこし協力隊起業・事業承継支援補助金交付要綱（令和 3 年上市町告示第 84 号）その他町が実施する他の制度による補助金の適用を受ける者
法人		補助事業完了までに上市町に住所を有する者
		補助事業完了までに上市町に本店の所在地を有する者
		会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号に規定する子会社でない者

【中小企業基本法（昭和 38 年法第 154 号）第 2 条第 1 項とは】

以下のいずれかに該当する会社及び個人

業種	資本金又は出資の総額	常時使用する従業員数
小売業	5,000 万円以下	50 人以下
サービス業	5,000 万円以下	100 人以下
卸売業	1 億円以下	100 人以下
その他の業種	3 億円以下	300 人以下

【創業日とは】

個人にあつては管轄する税務署に提出した開業等の届出に記載された開業年月日を、法人にあつては登記簿謄本に記載された設立年月日をいう。

【特定創業支援等事業とは】

市区町村又は認定連携創業支援事業者が創業支援等事業計画に基づき創業希望者等に行う継続的な支援であり、経営、財務、人材育成、販路拡大の知識が全て身につく事業のことです。この事業を受講し、市区町村に申請することにより、「特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明書」を取得することができます。

注意事項

- ①代表者が特定創業支援等事業による支援を受けた者である必要があります。
法人の場合であれば代表者以外の役員や従業員等、個人事業主の場合であれば家族専従者等が支援を受けた場合は対象外です。
- ②上市町外で特定創業支援等事業を受けた場合は、必ず証明書の提出が必要になります。

上市町の特定創業支援事業等については上市町ホームページをご確認ください。

<https://www.town.kamiichi.toyama.jp/page/1782.html>

3 補助対象事業

✓	要件
	自己の事業の用に供する場所に加え、町民等消費者に対し、直接サービス提供を行うことが可能な場所を設置している施設（以下「店舗等」という。ただし、当該店舗等が仮設又は臨時のものである場合を除く。以下同じ）で行う事業であること。
	中小小売商業振興法（昭和 48 年法律第 101 号）第 11 条第 1 に規定する特定連鎖化

	事業に加盟して行う事業でないこと。
	補助金の申請年度の末日までに補助事業を完了すること。
	上市町創業支援事業計画書（様式第2号）及び上市町創業支援事業収支予算書（様式第3号）について、上市町商工会が認めた内容であること。
	許認可等を必要とする業種の創業にあつては、当該創業に係る許認可を受けていること。
	以下に掲げる業種ではないこと。

【対象外業種】

(1) 農業
(2) 林業及び狩猟業
(3) 漁業
(4) 金融業及び保険業
(5) 不動産業及び物品賃貸業
(6) 娯楽業のうち風俗関連営業
(7) 競輪、競馬等の競走場又は競技団を経営する事業
(8) パチンコホールを経営する事業
(9) ビンゴゲーム場、射的場又はスロットマシン場を経営する事業
(10) 場外馬券売り場及び場外車券売場を経営する事業
(11) 競輪競馬予想業
(12) 芸ぎ業・芸ぎ周旋業
(13) 集金及び取立て業
(14) 興信所を経営する事業
(15) 易断所及び観相撲を経営する事業
(16) 相場案内業
(17) 病院を経営する事業
(18) 一般診療所を経営する事業
(19) 歯科診療所を経営する事業

(20) 助産及び看護業
(21) 歯科技工所を経営する事業
(22) 獣医業
(23) 学校を経営する事業
(24) 社会保険・社会福祉・介護事業（法人が経営するもの）
(25) 宗教、政治、経済、文化その他の非営利事業を行う団体が経営する事業
(26) 有限責任事業組合が経営する事業
(27) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項及び第5項に規定するもの
(28) その他公序良俗等の観点から補助対象とすることが適当でないと認められる事業

4. 補助金額

補助対象経費	補助対象年度又は補助対象期間	補助金額及び補助限度額
店舗等の取得費、新築費、改修費	交付決定日の属する年度	補助対象経費の3分の1に相当する額とし、100万円を限度とする。ただし、キッチンカー等での移動販売を行う場合は、限度額50万とし、上限額の加算は行わない。
備品購入費		
店舗等の賃借料	交付決定日の属する月から12か月	補助対象経費の3分の1に相当する額とし、月額3万円を限度とする。

- ・算出した額に1,000円未満の端数がある時は、その端数を切り捨てた額とします。
- ・国その他の機関から補助等（以下「国補助等」という。）を受けたものがある場合は、当該補助対象経費から当該国補助等の額を除いてください。

店舗等の取得費、新築費、改修費及び備品購入費補助限度額の加算

加算要件	加算額	限度額
対象経費全て町内業者を利用した場合	20万円	50万円
指定地域で創業した場合	20万円	
空き店舗等を活用した場合	20万円	
飲食業を創業した場合	10万円	

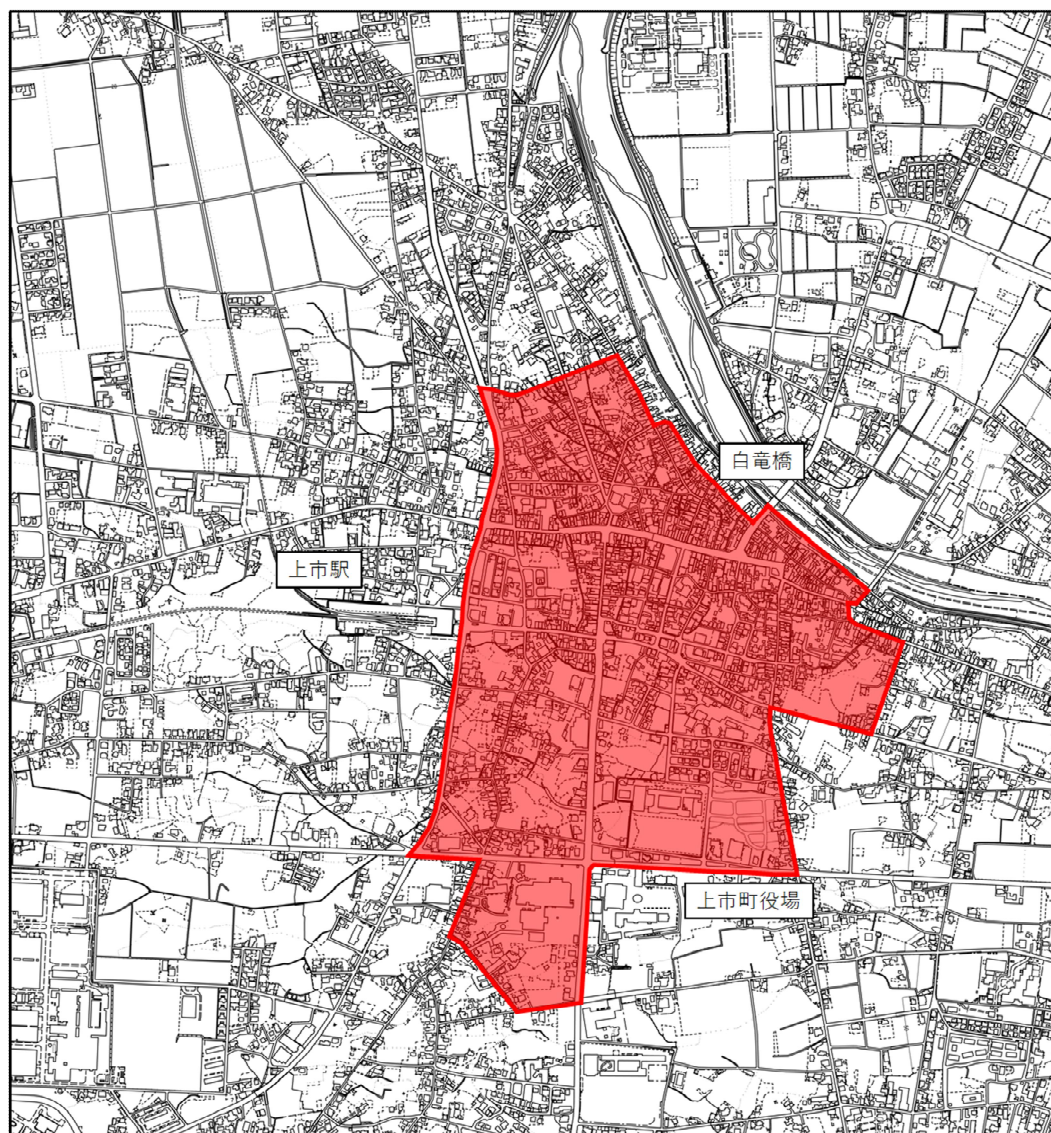
例) 補助対象経費 420 万円の場合

対象経費 420 万円 ÷ 3 = 140 万円 上限到達により補助金額 100 万円

⇒ 空き店舗等を活用した場合 補助限度額が 20 万円加算され、補助金額 120 万円

【指定地域とは】

区画内地域及び区画に接する部分



【空き店舗等とは】

現に3月以上営業の用に供されていない店舗、事務所、倉庫その他事業活動用の施設又は現に人が居住せず、若しくは使用していない状態にある建築物をいう。

5. 補助対象経費

経費の区分	内容
店舗等の取得費、新築費、改修費	店舗等の取得費、新築費、外装工事・内装工事等の改修費 住居兼店舗については、店舗専有部分に係るもののみ。間仕切り等により物理的に住居地等他の用途に供される部分と明確に区別されている場合に限る。 【対象外経費】 ・設計費 ・土地の取得費
備品購入費	取得価格が10万円（税込）以上のもの。 【対象外経費】 ・消耗品 ・汎用性が高く目的外使用になりえるもの 例) 自転車、パソコン、事務用プリンター、タブレット端末 等 ・中古品購入費 ・車両購入費
店舗等の賃借料	店舗等の賃借料 住居兼店舗の場合は、店舗専用部分に係る賃借料のみ 【対象外経費】 ・店舗等の賃貸契約に係る敷金、礼金、保証金、駐車場代、光熱水費等、共益費 ・店舗等の借入に伴う仲介手数料 ・火災保険料・地震保険料 ・申請者本人又は三親等以内の親族が所有する店舗等の借入費

【その他対象外経費】

- ・交付決定前に発注、契約している経費（賃借料を除く）
- ・ポイントを利用して支払った経費

- ・開業していない個人からの購入やオークションによる購入
- ・展示、インテリアを目的とした美術品や骨とう品等の購入
- ・金融機関などへの振込手数料、代引手数料、インターネットバンキング利用料、インターネットショッピング決済手数料等

6. 交付申請提出書類

次の書類を上市町役場産業課商工観光班（役場3階）へ持参してください。

	✓	提出書類
共通		上市町創業支援事業費計画書（様式第2号）
		上市町創業支援事業費収支予算書（様式第3号）
		証明書の写し（第4条第1項第3号に規定する証明書の発行を受けている場合に限る。）
		資格を証する書類の写し（開業に際して法令に基づく資格が必要な場合で、既に資格を有する場合に限る。）
		町税納税証明書
		店舗等の設置、改修等に係る図面及び見積書その他経費の内訳が分かる書類（補助対象経費が店舗等の取得費、新築費、改修費及び備品購入費の場合に限る。）
		賃貸借契約書等の写し（補助対象経費が店舗等の賃借料の場合に限る。）
		住宅地図等による店舗位置図
		その他町長が必要と認める書類
個人		履歴書
		税務署へ提出した個人事業の開業届の写し（個人事業で既に開業している場合に限る。）
法人		定款又は規約等の写し

7. 申請までの流れ

1. 創業相談・交付概要の説明 (申請者・上市町役場産業課(※以下、「上市町」とする))

↓

2. 特定創業支援事業の受講 (申請者・創業支援事業者)

↓

3. 創業・相談 (申請者・上市町商工会(※以下、「商工会」とする))

↓

4. 創業事業計画書・収支予算書等の作成、商工会への計画相談等 (申請者・商工会)

↓

5. 補助金交付申請書提出 (申請者→上市町)

↓ 審査 (約2週間)

6. 補助金交付決定 (上市町→申請者)

↓

(6'. 補助金事業費補助金概算払い請求 (申請者→上市町) ※希望する場合のみ)

↓

7. 着工

↓

8. 開業、補助金実績報告書の提出 (申請者→上市町)

↓ 審査

9. 補助金交付額の確定通知 (上市町→申請者)

↓

10. 補助金請求書の提出 (30日以内) (申請者→上市町)、補助金支払 (上市町→申請者)

8. 募集期間

12月中旬ごろ。予算の関係上、変更する場合があります。

9. その他

✓	確認事項
	補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をする場合は、あらかじめ町長の承認を受けること。ただし、補助事業に要する経費の20パーセント以内の減額変更については、この限りでない。
	補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、あらかじめ町長の承認を受けること。
	補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、当該補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ること。
	補助事業により取得した財産については、町長の承認を受けないでこの補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄しないこと。
	町長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を町に納付すること。
	補助事業については、補助金の交付日の属する月から2年間継続して当該補助事業を実施すること。
	補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに町長に報告して、その指示を受けること。
	以下のいずれかに該当する場合は、補助金の全部又は一部を取り消し、返還を命ずることがあります。 <ul style="list-style-type: none">・補助金の交付の条件その他の法令若しくはこれに基づく処分に違反したとき・補助金の交付日の属する月から2年以内に事業を変更し、中止又は廃止したとき・補助金の交付日の属する月から2年以内に町外に移転したとき

10. Q&A

Q 上市町民のみが対象か。

A 個人の場合は補助事業完了までに上市町に住所を有することを条件としています。法人の場合は代表者が町外に住んでいても、本店の所在地が上市町の場合は対象になります。ただし、町外在住の個人でも空き店舗等を活用する場合は、空き店舗等活用等地域活性化事業費補助金が対象になる可能性がありますので、一度ご相談ください。

Q 既に創業している場合は対象になるか。

A 創業日から2年が経っている場合は対象になりません。ただし、創業日から2年経っていても空き店舗等を活用する場合は、空き店舗等活用等地域活性化事業費補助金が対象になる可能性がありますので、一度ご相談ください。

Q 事業を行っている同一人物が新たに会社を立ち上げた場合は対象外になるか。

A 対象外となります。事業を営んでいない個人が、新たに創業した場合に補助を行います。ただし、空き店舗等を活用する場合は、空き店舗等活用等地域活性化事業費補助金が対象になる可能性がありますので、ご相談ください。

Q 個人事業主が新たに法人を設立する場合は対象となるか。

A 個人事業主として創業日から2年以内の場合は対象になります。ただし、当該補助金の交付を受けたことがある者は対象外となります。創業日から2年を経過した場合は、定款により新たな事業を併せ行うものとしても対象外となります。

Q 同店舗内でスペースをシェアして異なる事業者が創業する場合は補助対象とすることはできるか。

A スペースの使用区分が明確であれば、対象とすることができます。共通で使用する部分（例：屋根の修繕）は対象外となりますので、一度ご相談ください。

Q 一度廃業したものが再度事業を始めた場合は対象となるか。

A 対象となります。ただし、当該補助金の交付を受けたことがある者、及び補助金の不正受給を防ぐため、悪質で計画的なものを除きます。

Q いつまでに特定創業支援事業を受ける必要がありますか。

A 補助金を交付申請する前までに受ける必要があります。

Q 創業支援補助金と空き店舗補助金の違いは。

A 以下の表を参考にしてください。

